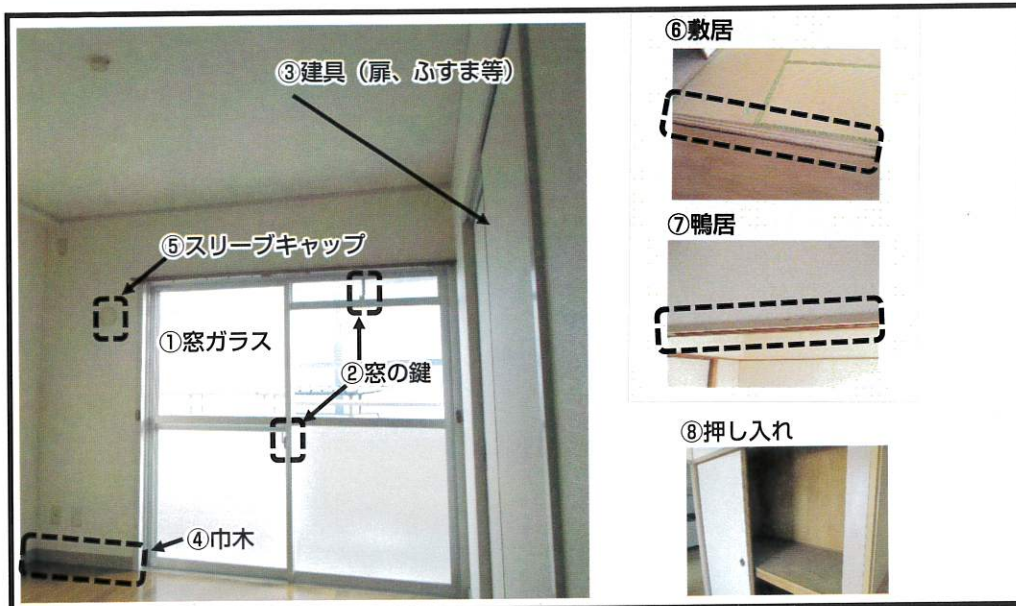


# 修繕費用の負担区分

## 7. 洋 室



①	窓ガラス		
	破損、汚れ		入居者
②	窓の鍵		
	破損、汚れ		入居者
③	建具(扉、ふすま等)		
	反り		指定管理者
	開閉不良、襖紙破れ・汚れ、取っ手破損		入居者
④	巾木		
	腐食		指定管理者
	汚れ、傷		入居者
⑤	スリーブキャップ		
	破損、紛失		入居者
⑥	敷居、鴨居		
	反り、摩耗		指定管理者
⑦	鴨居		
	汚れ、傷		入居者
⑧	押し入れ		
	汚れ、カビ		入居者

1. 腐食・反り・摩耗・破損についての基準は、機能に支障があるものに限りです。
2. 修繕区分が「指定管理者」の場合でも、入居者の故意・過失、通常の使用法と異なる使用により生じた修繕は、「入居者」負担となります。
3. 団地または住戸タイプの違いにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
4. 入居後（※入居替を含む）1カ月以内は、「入居者」負担の項目でも、必要に応じて「指定管理者」負担で修繕します。